

お互いさまサポーター会員規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は「お互いさまサポーター会」と称し、事務所（連絡場所）をできたておむすびと出汁の店まんまる村（名古屋市中区錦3-15-30 アパホテル<名古屋栄駅前> EXCELLENT1階）におく。

(目的)

第2条 この会は、主として子供たちや児童福祉施設、被災者支援団体へ、できたておむすびと出汁の店まんまる村のお互いさまチケットを使用することで食の支援をすることを目的とし、令和6年11月1日設立する。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次のような活動を行う。

- (1)できたておむすびと出汁の店まんまる村店舗で、大学生以下の子供たちにお互いさまチケットを使用し、おむすびを無料提供する
- (2)お互いさまチケットを使用し、児童福祉施設におむすびや出汁を寄付する
- (3)お互いさまチケットを使用し、被災者支援団体におむすびや出汁を寄付する
- (4)その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する者であって、かつ前条の事業に参加できる者をもって構成する。

2 この会に入会又は退会を希望する者は、書面をもって会長に届け出て、受理された日から会員となり、又は 会員でなくなる。

3 入会及び退会は自由にできる。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

(1)会長

(2)会計

2 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

3 会計は、会の経理を処理する。

4 役員任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

(会員)

第6条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1)法人会員 この会の目的に賛同し入会した法人とする。
- (2)個人会員 この会の目的に賛同し入会した個人とする。

(会計)

第7条 この会の経費は、会費をもって充てる。

2 会費は、会員1名につき次の通りとする。

- (1)法人会員 1,000円/月額/1口
- (2)個人会員 500円/月額/1口

(総会)

第12条 本会の総会は会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更
- (2)解散
- (3)事業の変更
- (4)事業報告及び収支決算報告
- (5)役員を選任または解任
- (6)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(変更)

第15条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則 1 この会則は、令和年11月1日から施行する。